

審 査 基 準

令和7年8月8日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第106条の3第2項（免許証の返納等）、第106条の4第2項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の7（取消しの申請等）
審 査 基 準：
標準処理期間： ○ 自動車運転免許試験場 即日 ○ 警察本部運転免許管理課及び警察署 15日間
申請先： 警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場又は警察署の 交通担当課
問合せ先： 警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5316）、警察本部 運転免許試験課自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
備 考：